

倫理規程

一般社団法人日本国土調査測量協会（以下、「本協会」という。）は、その設立の趣意に基づき、国土調査事業の公益目的実現のため、一貫した事業推進活動を行ってきた。今後とも、地籍調査の促進に向けて社会的要請等に積極的に応えていかねばならない。

このため、本協会並びに会員は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

本協会並びに会員のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 本協会並びに会員は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

（社会的信用の維持）

第2条 本協会並びに会員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たるとともに会員相互の名誉を重んじ、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 本協会並びに会員は、関連法令及び本協会並びに会員の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第4条 本協会並びに会員の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第5条 本協会の役職員は、その職務の執行に際し、本協会並びに会員との利

益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本協会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第7条 本協会並びに会員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 本協会並びに会員の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第9条 本協会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成26年3月26日から施行する。